

○厚生労働省告示第百八十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項、有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第二条第二項第一号及び第二号、第十七条第二項第二号及び第三号並びに第二十八条の三の二第四項第一号、鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第五十二条の三の二第四項第一号、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の三の二第四項第一号並びに粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二十六条の三の二第四項第一号の規定に基づき、作業環境測定基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月十日

厚生労働大臣 武見 敬三

作業環境測定基準等の一部を改正する告示

（作業環境測定基準の一部改正）

第一条 作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示四十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

(粉じんの濃度等の測定)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定のうち粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)の濃度の測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第二条第一項第一号から第三号まで」と、「第一項」とあるのは「同項」と、「令別表第三第一号1、3から6まで又は同表第二号1、2、3の2、5から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25から27の2まで、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物(以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。」「とあるのは「粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)」と、第十条第五項第二号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは「粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)」と読み替えるものとする。

(特定化学物質の濃度の測定)

第十条 (略)

2・3 (略)

2・4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する測定のうち、令別表第三第一号1、3から6まで又は同表第二号1、2、3の2、5から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25から27の2まで、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物(以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。)の濃度の測定は、次に定め

(粉じんの濃度等の測定)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定のうち粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)の濃度の測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第二条第一項第一号から第三号まで」と、「第一項」とあるのは「同項」と、「令別表第三第一号6又は同表第二号2、3の2、5、8から11まで、13、13の2、15、15の2、19、19の4、20から22まで、23、23の2、26、27の2、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物(以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。)」とあるのは「粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)」と、第十条第五項第二号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは「粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)」と読み替えるものとする。

(特定化学物質の濃度の測定)

第十条 (略)

2・3 (略)

2・4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する測定のうち、令別表第三第一号6又は同表第二号2、3の2、5、8から11まで、13、13の2、15、15の2、19、19の4、20から22まで、23、23の2、26、27の2、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物(以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。)の濃度の測定は、次に定めるところによることができ

るところによることができる。

一〇六 (略)

6〇9 (略)

(鉛の濃度の測定)

第十一条 令第二十一条第八号の屋内作業場における空気中の鉛の濃度の測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光度分析方法、原子吸光分析方法若しくは誘導結合プラズマ質量分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2 (略)

3 第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十条第二項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「令別表第三第一号1、3から6まで又は同表第二号1、2、3の2、5から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25から27の2まで、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）」とあるのは「鉛」と、第十条第五項第二号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは「鉛」と読み替えるものとする。

(有機溶剤等の濃度の測定)

第十三条 (略)

2〇4 (略)

5 第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十条第四項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「令別表第三第一号1、3から6まで又は同表第二号1、2、3の2、5から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25から27の2まで、30、31の2から33

る。

一〇六 (略)

6〇9 (略)

(鉛の濃度の測定)

第十一条 令第二十一条第八号の屋内作業場における空気中の鉛の濃度の測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光度分析方法若しくは原子吸光分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2 (略)

3 第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十条第二項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「令別表第三第一号6又は同表第二号2、3の2、5、8から11まで、13、13の2、15、15の2、19、19の4、20から22まで、23、23の2、26、27の2、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）」とあるのは「鉛」と、第十条第五項第二号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは「鉛」と読み替えるものとする。

(有機溶剤等の濃度の測定)

第十三条 (略)

2〇4 (略)

5 第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十条第四項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「令別表第三第一号6又は同表第二号2、3の2、5、8から11まで、13、13の2、15、15の2、19、19の4、20から22まで、23、23の2、26、27の2、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に

6
 (略)

まで、34の3若しくは36に掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。）と、第十條第五項第二号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。）と読み替えるものとする。」

別表第一（第十條関係）

物の種類 ジクロロベンジジン及びその塩	試料採取方法 液体捕集方法 又はろ過捕集方法	分析方法 一 液体捕集方法にあつては、吸光度分析法 二 ろ過捕集方法にあつては、高速液体クロマトグラフ分析法
(略)	(略)	(略)
塩素化ビフェニル（別名PCB）	液体捕集方法、固体捕集方法又は固体捕集方法及びろ過捕集方法	(略)

6
 (略)

掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。）と、第十條第五項第二号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。）と読み替えるものとする。」

別表第一（第十條関係）

物の種類 ジクロロベンジジン及びその塩	試料採取方法 液体捕集方法	分析方法 吸光度分析法
(略)	(略)	(略)
塩素化ビフェニル（別名PCB）	液体捕集方法又は固体捕集方法	(略)

塩素	塩化ビニル	(略)	ベリリウム及びその化合物	ジアニシジン及びその塩	オルトトリジン及びその塩
液体捕集方法又は固体捕集方法	固体捕集方法又は直接捕集方法	(略)	(略)	液体捕集方法又は固体捕集方法	液体捕集方法又は固体捕集方法
一 液体捕集方法にあつては、吸光度分析法 二 固体捕集方法にあ	(略)	(略)	一 吸光度分析法、原子吸光度分析法、蛍光光度分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法 二 液体捕集方法にあつては、吸光度分析法	一 液体捕集方法にあつては、吸光度分析法 二 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析法	一 液体捕集方法にあつては、吸光度分析法 二 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析法

塩素	塩化ビニル	(略)	ベリリウム及びその化合物	ジアニシジン及びその塩	オルトトリジン及びその塩
液体捕集方法	直接捕集方法	(略)	(略)	液体捕集方法	液体捕集方法
吸光度分析法	(略)	(略)	吸光度分析法、原子吸光度分析法又は蛍光光度分析法	吸光度分析法	吸光度分析法

シアン化カリウム	(略)	コバルト及びその無機化合物	五酸化バナジウム	(略)	カドミウム及びその化合物	(略)	
液体捕集方法又は液体捕集方法及びろ過捕集方法	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
一 液体捕集方法にあつては、吸光度分析法 二 液体捕集方法及びろ過捕集方法にあつては、イオン電極分析法	(略)	原子吸光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法	吸光度分析法、原子吸光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法	(略)	吸光度分析法、原子吸光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法	(略)	つては、高速液体クロマトグラフ分析法

シアン化カリウム	(略)	コバルト及びその無機化合物	五酸化バナジウム	(略)	カドミウム及びその化合物	(略)	
液体捕集方法	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
吸光度分析法	(略)	原子吸光分析法	吸光度分析法又は原子吸光分析法	(略)	吸光度分析法又は原子吸光分析法	(略)	

ニトログリコール	(略)	ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）	(略)	シアン化ナトリウム	シアン化水素
液体捕集方法 又は固体捕集方法	(略)	(略)	(略)	液体捕集方法 又は液体捕集方法及びろ過捕集方法	液体捕集方法 、固体捕集方法 又は液体捕集方法及びろ過捕集方法
一 液体捕集方法にあつては、吸光度分析法 二 固体捕集方法にあ	(略)	原子吸光分析方法又は誘導結合プラズマ質量分析方法	(略)	一 液体捕集方法にあつては、吸光度分析法 二 液体捕集方法及びろ過捕集方法にあつては、イオン電極分析法	一 液体捕集方法又は固体捕集方法にあつては、吸光度分析法 二 液体捕集方法及びろ過捕集方法にあつては、イオン電極分析法

ニトログリコール	(略)	ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）	(略)	シアン化ナトリウム	シアン化水素
液体捕集方法	(略)	(略)	(略)	液体捕集方法	液体捕集方法
吸光度分析法	(略)	原子吸光分析方法	(略)	吸光度分析法	吸光度分析法

(略)	砒 ^ひ 素及びその化合物 (アルシン及び砒 ^ひ 化 ガリウムを除く。)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	導結合プラズマ質量分 析方法	吸光度分析方法、原 子吸光分析方法又は誘 導結合プラズマ質量分 析方法	つては、ガスクロマ トグラフ分析方法
(略)	砒 ^ひ 素及びその化合物 (アルシン及び砒 ^ひ 化 ガリウムを除く。)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	原子吸光分析方法	吸光度分析方法又は 原子吸光分析方法	(略)

(第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部改正)

第二条 第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等(令和四年厚生労働省告示
第三百四十一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(鉛の濃度の測定の方法等) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に定めるところによる測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光光度分析方法、原子吸光分析方法若しくは誘導結合プラズマ質量分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。</p> <p>(特定化学物質の濃度の測定の方法等) 第七条 特化則第三十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。次号において「令」という。)別表第三第一号3若しくは6又は同表第二号1、2、5から7まで、8の2から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25、27、27の2、30、31の2、33、34の3若しくは36に掲げる物(以下この条において「特定個人サンプリング法対象特化物」という。)の濃度の測定 測定基準第十条第五項各号に定める方法</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(鉛の濃度の測定の方法等) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に定めるところによる測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光光度分析方法若しくは原子吸光分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。</p> <p>(特定化学物質の濃度の測定の方法等) 第七条 特化則第三十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。次号において「令」という。)別表第三第一号6又は同表第二号2、5、8の2から11まで、13、13の2、15、15の2、19、19の4、20から22まで、23、23の2、27の2、30、31の2、33、34の3若しくは36に掲げる物(以下この条において「特定個人サンプリング法対象特化物」という。)の濃度の測定 測定基準第十条第五項各号に定める方法</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(有機溶剤等の量に乘すべき数値の一部改正)

第三条 有機溶剤等の量に乘すべき数値(昭和四十七年労働省告示第百二十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

有機溶剤中毒予防規則第二条第二項第一号及び第二号並びに第十七条第二項第二号及び第三号に規定する有機溶剤等の量に乘すべき数値は、有機溶剤にあつては一・〇とし、有機溶剤含有物にあつては次の表の上欄に掲げる有機溶剤含有物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数値とする。

印刷用インキ	表面加工剤	(略)	区分		数値
			(略)	(略)	
その他のインキ	その他の表面加工剤	(略)	その他の表面加工剤に含有される有機溶剤の量(当該表面加工剤が有機溶剤を二以上含有する場合にあつては、それらの合計値)を当該表面加工剤の量で除した値	(略)	(略)
その他のインキ		(略)	その他のインキに含有される有機溶剤の量(当該インキが有機溶剤を二以上含有する場合にあつては、それらの合計値)を	(略)	(略)

改正前

有機溶剤中毒予防規則第二条第二項第一号及び第二号並びに第十七条第二項第二号及び第三号に規定する有機溶剤等の量に乘すべき数値は、有機溶剤にあつては一・〇とし、有機溶剤含有物にあつては次の表の上欄に掲げる有機溶剤含有物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数値とする。

印刷用インキ	表面加工剤	(略)	区分		数値
			(略)	(略)	
その他のインキ	その他の表面加工剤	(略)	その他の表面加工剤に含有される有機溶剤の量(当該表面加工剤が有機溶剤を二以上含有する場合にあつては、それらの合計値)を当該表面加工剤の量で除した値	(略)	〇・五
その他のインキ		(略)	その他のインキに含有される有機溶剤の量(当該インキが有機溶剤を二以上含有する場合にあつては、それらの合計値)を	(略)	〇・五

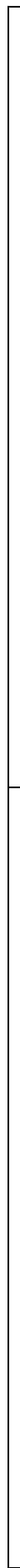
(傍線部分は改正部分)

繊維用油剤		工業用油剤		接着剤	
その他の繊維用油剤	(略)	その他の工業用油剤	(略)	その他の接着剤	(略)
その他の繊維用油剤に含有される有機溶剤の量(当該繊維用油剤が有機溶剤を二以上含有する場合にあつては、それらの合計値)を当該繊維用油剤	(略)	その他の工業用油剤に含有される有機溶剤の量(当該工業用油剤が有機溶剤を二以上含有する場合にあつては、それらの合計値)を当該工業用油剤の量で除した値	(略)	その他の接着剤に含有される有機溶剤の量(当該接着剤が有機溶剤を二以上含有する場合にあつては、それらの合計値)を当該接着剤の量で除した値	当該インキの量で除した値

繊維用油剤		工業用油剤		接着剤	
その他の繊維用油剤	(略)	その他の工業用油剤	(略)	その他の接着剤	(略)
〇・五	(略)	〇・九	(略)	〇・八	(略)

絶縁用ワニス	塗料	殺菌剤	
その他の絶縁用ワニス	その他の塗料	その他の殺菌剤	
<p>(略)</p> <p>その他の絶縁用ワニスに含有される有機溶剤の量(当該絶縁用ワニスが有機溶剤を二以上含有する場合にあつては、それらの合計値)を当該絶縁用ワニスの量で除した値</p>	<p>(略)</p> <p>その他の塗料に含有される有機溶剤の量(当該塗料が有機溶剤を二以上含有する場合にあつては、それらの合計値)を当該塗料の量で除した値</p>	<p>(略)</p> <p>その他の殺菌剤に含有される有機溶剤の量(当該殺菌剤が有機溶剤を二以上含有する場合にあつては、それらの合計値)を当該殺菌剤の量で除した値</p>	<p>の量で除した値</p>

絶縁用ワニス	塗料	殺菌剤	
その他の絶縁用ワニス	その他の塗料	その他の殺菌剤	
<p>(略)</p> <p>○・九</p>	<p>(略)</p> <p>○・六</p>	<p>(略)</p> <p>○・七</p>	



附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和七年一月一日から適用する。ただし、第三条及び次項の規定は、令和六年七月一日から適用する。

(有機溶剤等の量に乘ずべき数値の一部改正に伴う経過措置)

2 この告示の適用の際現に存する全体換気装置の性能に係る第三条の規定による改正後の有機溶剤等の量に乘ずべき数値の適用については、なお従前の例によることができる。